

「DX（デジタルトランスフォーメーション）」に取り組む県内企業のみなさま！

岐阜県DX人材確保事業費補助金

DX人材を受け入れる県内の事業所が負担する経費の一部を県が補助します。
ぜひ活用ください！



◆令和7年度補助金の概要◆

補助事業者	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人 イ 県内に営業所を有する個人事業者 (2) 次のいずれにも該当する者 ア DX人材を県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させていること。 イ 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること。 ウ 県税に係る未納の徴収金がないこと。 エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。				
補助事業	(1) DX人材獲得事業 ※移籍を伴うもの		(2) DX人材活用事業 ※副業・兼業人材等		
補助対象経費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ※直近の勤務先において、県外の事業所で勤務している人材に限ります。		○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○人材の活用に係る報酬・委託料		
	※いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限りします。				
	※対象となる経費の支払いを完了した上で、事業完了日から30日を経過した日、又は当年度の3月10日のいずれか早い日までに事業の実績報告書を提出ください。(厳守) ※対象となるのは補助事業ごとに、1事業者あたり1名分に限りします。				
補助上限額	DX中核人材	DX実務人材	DX中核人材	DX実務人材	
	200万円/人	100万円/人	100万円/人	50万円/人	
補助率	補助対象経費の1/2以内				
申請受付期間	令和8年2月27日(金)まで ※原則、DX人材の従事開始5日前までに申請書を提出してください。				
申請書類	岐阜県のホームページ(※)に掲載の提出書類様式に所定の事項を記載のうえ、添付書類と合わせて、岐阜県商工労働部産業人材課あて提出してください。 ※ ホームページURL: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/212895.html (「岐阜県 DX人材 補助金」で検索)				
用語解説	DX中核人材	10年超IT分野での実務経験を有する。かつ、以下のいずれかを担う人物。 ①プロデューサー(補助事業者のDXを統括する立場となる者) ②ビジネスデザイナー(DXの企画、立案、推進を担う者)			かつ、受入事業所において、DX化の推進に繋がるような知識又は技能を有する。
	DX実務人材	3年超IT分野での実務経験を有する。かつ、以下のいずれかを担う人物。 ①アーキテクト(DXやデジタルビジネスに関するシステムを設計する者) ②データサイエンティスト/AIエンジニア(収集したデータを解析する者) ③UXデザイナー(ユーザに対するデザインを担当する者) ④エンジニア/プログラマー (デジタルシステムの実装やインフラ環境を構築する者)			

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点とは

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいいます。

【お問合せ先】 岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係 TEL: 058-272-1111 (内線3682)

メール: c11369@pref.gifu.lg.jp